

品川区医療的ケア児等の育ちの支援事業実施要綱

制定 令和8年6月24日 区長決定

要綱第180号

(目的)

第1条 この要綱は、医療的ケア等により、保育所、幼稚園、認定こども園、その他の認可外保育施設（以下「保育所等」という。）を利用できない児童を定期的に保育する事業（以下「本事業」という。）を実施することにより、様々な体験や経験を通じて、非認知能力の向上等、子どもの健やかな成長に資するとともに、支援が必要な家庭を新たなサービスにつなぎ、継続的な支援を行うことで、医療的ケア児等を在宅で子育てする家庭の孤立防止や育児不安の軽減を図ることを目的とする。

(対象児童)

第2条 本事業の対象とする児童（以下「対象児童」という。）は、品川区（以下「区」という。）の住民基本台帳に記載されている者で、医療的ケア等により集団保育での受け入れが難しいと区が認める未就学児（0歳6か月以降）とする。

(実施事業者)

第3条 本事業は、区またはその他の自治体により認可された居宅訪問型保育事業を行う事業者に委託して行う。

(事業の実施)

第4条 本事業を受託した者（以下「実施事業者」という。）は、あらかじめ区に、事業の実施体制、緊急時の対応および事業計画等について、品川区医療的ケア児等の育ちの支援事業実施計画書（第1号様式。以下「計画書」という。）を提出しなければならない。

(従事者の資格)

第5条 実施事業者は、本事業に従事する者（以下「従事者」という。）として、居宅訪問型保育専門研修を修了したものを従事させなければならない。

(事業の内容)

第6条 実施事業者は、従事者をして、対象児童の居宅等において保護者と協力して定期的に対象児童の保育を行わなければならない。

2 実施事業者は、保育所保育指針（平成29年厚生省告示第117号）に基づき保育を行わなければならない。

3 実施事業者は、保育所保育指針に規定する指導計画の作成にあたり、対象児童について、子どもの育ちに着目した個別の指導計画を作成し、日々の保

育の状況を記録しなければならない。ただし、対象児童について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する保護者のない児童または保護者に監護させることが不適當であると認められる児童および同条第5項に規定する保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のほか、保護者の不適切な育児について地域の関係機関が連携して支援していく必要があると区が認めた児童（以下「要支援家庭の児童」という。）においては、当該対象児童に関し、実施事業者は関係機関との連携の下、情報共有や定期的な打ち合わせに基づき個別の指導計画を作成するものとし、関係機関との共同対処による相談支援を行う等、適切な支援を行わなければならない。

- 4 実施事業者は、児童の健康状態を把握し、状態に応じて近隣の保育園や公園を訪問することにより、対象児童が他者と関わる機会を確保するよう努めなければならない。
- 5 実施事業者は、保育中に事故が発生した際には、速やかに区に報告し、事故報告書（第2号様式）を提出しなければならない。
- 6 実施事業者は、対象児童の保護者に対し、子育てに関する助言を行わなければならない。
- 7 実施事業者は、利用当日において利用の辞退があった場合は、対象児童の状況を確認する。特に要支援家庭の児童の場合は、関係機関と情報共有し、必要に応じて利用の促進を行なう等、適切に対応しなければならない。
- 8 実施事業者は、対象児童の家庭において不適切な養育の疑いを確認した場合、関係機関と情報共有しなければならない。

（実施状況の報告）

第7条 実施事業者は、事業の実施状況について、月毎に品川区医療的ケア児等の育ちの支援事業実績報告書（第3号様式）を作成し、翌月10日までに区に対して提出しなければならない。

（利用の申し込み）

第8条 本事業を利用しようとする者は、品川区医療的ケア児等の育ちの支援事業利用申請書（第4号様式）を区に提出しなければならない。

（利用認定者の決定）

第9条 前条に規定する申し込みを受け付けた区は、その内容を審査し適当と認めた者（以下「利用認定者」という。）に対し、品川区医療的ケア児等の育ちの支援事業利用認定通知書（第5号様式。以下「利用認定書」という。）により通知する。

（利用者の決定）

第 10 条 利用認定者は、本事業の利用にあたり、直接実施事業者に申し込みを行うものとする。

2 利用認定者から本事業の利用の申し込みを受け付けた実施事業者は、区と協議の上、本事業を利用する者（以下「利用者」という。）および利用内容を決定しなければならない。

（利用可能期間）

第 11 条 利用認定者が本事業を利用することができる期間は、前条に定める利用認定通知書の交付を受けた日（以下「交付日」という。）から当該交付の日が属する会計年度の 3 月 31 日までとする。

（利用定員および利用時間）

第 12 条 育ちの支援事業の利用定員、利用時間および利用日数は別表第 1 に定めるとおりとする。

（利用者負担）

第 13 条 本事業の利用にあたり利用者の負担は発生しないものとする。

（個人情報の保護）

第 14 条 本事業に携わる者は、本事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならない。事業終了後およびその職を退いた後も同様とする。

（委任）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に子ども未来部長が定める。

付 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 1 日から適用する。

別表第 1 第 12 条関係

利用定員	3 名程度
利用時間	1 回 3 時間程度
利用日数	週 2 回程度